

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	株式会社ケーティープラン
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市川添町 7-1
法人種別	営利法人
代表者職氏名	代表取締役 大國 毅
電話番号	0798-20-1655

第 2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	西宮こもれびキンダーガーデン			
事業所の所在地	兵庫県西宮市川添町 7-1			
電話番号・FAX	電話 0798-20-1655 FAX 0798-20-1655			
管理者(施設長)氏名	大國 さおり (園長)			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	5人	7人	7人	19人

第 3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 小規模保育園西宮こもれびキンダーガーデン（以下「当事業所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるも

のとする。

- (3) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達の過程を踏まえ、保育を行うものとする。
- (4) 当事業所は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 当事業所は、「西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西宮市条例第 15 号）及び「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年西宮市条例第 13 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄筋コンクリート3階建て1階部分
	延床面積	86.2 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
ほ ぶ く 室	1 室	
保 育 室	1 室	
調 理 室	1 室	
設備の種類		
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 m ² （代替場所 川添公園等）

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	建石保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	—	
保育士	10	4	6	
調理員	1	0	1	

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	9:00 ~ 18:00	
保育士	早番 7:30 ~ 13:00 日勤 9:00 ~ 17:00 遅番 13:00 ~ 18:30	
調理員	8:30 ~ 13:00	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土 (祝日を除く)
原則時間	平日	8:30 ~ 16:30
	土曜日	8:30 ~ 12:00
開所時間 (延長保育)	平日	7:30 ~ 18:30 (~19:00)
	土曜日	7:30 ~ 18:30 (~19:00)
保育短時間認定に係る保育時間		8:30 ~ 16:30 内
保育標準時間認定に係る保育時間		7:30 ~ 18:30 内

※ 標準時間認定の場合も原則時間が基本のお預かり時間です。就労の場合は就労時間+通勤時間がお預かり時間となります。就労の保護者様のお仕事がお休みの日も場合も、原則時間内でお預かり可能です。やむを得ず時間外のお預かりが必要な場合は、園までご相談ください。その他認定条件により開所時間の範囲で個別にご対応いたします。

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当事業所の保育理念

一人ひとりが持っているすばらしさが輝くよう、「ありのまま」を受けとめ 見守り 勇気づけることで、創造力を育む保育をめざします。

(2) 当事業所の保育の目標

1. 私たちは、子どもたちの遊ぶ力を引き出します。

子どもたちの生活は、遊びで始まります。遊びは、子ども自身の自発的な行動です。遊びを通して、運動能力、人間関係、表現力など、さまざまな側面が発達していきます。また、子どもたちは、遊びを体験することで、人と協力することの大切さを学びます。子どもが十分に遊びを経験し、その中で、達成感、満足感を体験することは、「生きる力」を得ることにつながると考えます。

2. 私たちは、子どもたちのかかわりあう力を引き出します。
 子どもたちは互いのかかわりあいから、思いやりや優しさを学んでいきます。きょうだいのような関係の中で、子どもたちは、様々な立場を経験します。「人とかかわる力」がより深く育まれていきます。

3. 私たちは、手しごとにより、子どもたちの感性を引き出します。
 本園では、年間を通して、料理体験や造形体験をします。これらの手しごとを通して、感性が豊かになり、のびやかな表現力が身に付きます。自分自身の手から、形あるものが生み出されることは、大きな発見と喜びです。それは「生きる喜び」へとつながっていくことでしょう。

4. 私たちは、常に保育技術の向上に努めます。
 私たちは研修やマニュアル類を活用するなどにより常に知識技能の向上に努めるとともに、非常時に備えて日頃から計画的に訓練を実施し、お子様がより安全に過ごせる保育環境を目指します。

5. 私たちは、サポーターを大切にします。
 サポーターの支えなしには保育園の運営は成り立ちません。保護者の方、地域の方、行政の方との連携をはかりながら、より品質の高い保育を目指します。

(4) 一日の流れ

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児・3歳児
7:30	開園 随時登園 適宜午前睡 自由遊び	開園 随時登園 自由遊び	随時当園 随時登園 自由遊び
9:30	朝のお集まり	朝のお集まり	朝のお集まり
10:00	お外遊び	随時イベント行事 お外遊び	随時イベント行事 お外遊び
11:30	お昼ごはん	お昼ごはん	お昼ごはん
12:30	午睡	午睡	午睡
15:30	おやつ 自由遊び 随時降園	おやつ 自由遊び、制作 随時降園	おやつ 自由遊び、制作 随時降園
18:30	閉園	閉園	閉園

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	・定期健康診断 春の遠足
5月	・端午の節句
6月	・花の日
7月	・七夕
8月	・夏祭りごっこ
9月	・秋の遠足
10月	・定期健康診断 ハロウィン
11月	
12月	・クリスマス
1月	
2月	・節分
3月	・お別れ会 ・桃の節句 ・入所前健康診断

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

(6) 給食・おやつを提供

当園において調理のうえ、ご提供します。卵を除去したお食事・おやつを提供いたします。その他アレルギー等についてはご相談のうえ可能な限り対応いたします。

(7) その他の事業の実施状況

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

非課税世帯への保育料無償、非常時の保育料日割り計算などは、市の定めに従って行います。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
実費徴収分	・ 帽子等児童の所有物となるもの	実費（別紙） （年額 5000 円以内を目安とする）
主食費	・ 基本単価不足相当額 （対象：年度初に満 3 歳以上の児童）	月額 3000 円

※ その他、イベント費（通常行事以外）などの費用が発生することがあります。

第 1 1 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき（別にと決めた場合をのぞく）
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	中嶋クリニック	りく歯科クリニック
医師名	中嶋 淳一	矢田 陸
所在地	西宮市建石町 6-4	西宮市前浜町 8-1
電話番号	0798-36-8330	0798-36-4182

第 1 3 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

第14 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、日頃から計画的に訓練を実施するとともに、研修やマニュアル類を活用し、知識技能の向上に努めます。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、体罰によるしつけは法律で禁止されていることなど、保護者と情報共有します。

欠席が続く場合、保育所から保護者、緊急連絡先に電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 大國 さおり 電話番号 0798-20-1655
相談・苦情解決責任者	氏名 大國 毅 電話番号 0798-20-1655
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

第18 その他留意していただきたいこと

(1) 緊急避難場所

- ・指定避難場所 県立西宮香風高等学校
- ・津波避難ビル サニークレスト夙川公園

※必要に応じて上記以外の場所へ避難する場合があります。

※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月現在の情報です。